

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲駐（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会には調整駐（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-024

大政事外外儀官
参次典房
官官審審長長

⑦條外査 博代表
大大 察
使便研審

総対文会厚情オ
審察人官在儀警史

外 参報内
報 文長 参一二
官 文長 参一二
領 参政保对旅外

⑦ ⑧地中東
長 参一二
参政保对旅外

北米長 参一二
参政保对旅外

中南長 参一二
参政保对旅外

欧 参西ソ洋
長 参一二
参政保对旅外

参一二アア
長 参一二
参政保对旅外

次総経途博
長 参一二
参政保对旅外

参経エ国
長 参一二
参政保对旅外

参海 参準
長 参一二
参政保对旅外

参政固開無
長 参一二
参政保对旅外

参政固開無
長 参一二
参政保对旅外

参政固開無
長 参一二
参政保对旅外

参政固開無
長 参一二
参政保对旅外

総 番 号 R069595

主 管

月 11日

韓 国 参

参 北

平成 2年 4月 11日

本 省 参

外 務 大 臣 殿

柳 大 使

在韓の爆者問題

秘密指定解除
公文書監理室

第1133号 秘 大至急

(以下FAX送信 SO9444-03)

秘密指定解除

公文書監理室

秘

(三八〇字)

1. 11日朝岡原燭燭被害者協会辛会長より、
当方に対し以下のご通り協力をお願い致した。2
、同会長とかが方とご来訪分の団体に連絡
外、伺う宜しく御配慮願ひたい。

「自分(辛会長)は協会関係者13名と若
に13日より訪日する。東京には19日及び
20日92日間滞在する予定であり、その間に
今井了雄議長と会合したい、アレンジ方宜
しくお願いしたい。同議長に会合するのには
全員がなくとお考え、自分と名を何名かが結
構であり、訪日後、自分の方から同議長に電
話をして相談させようと思ふたい。いふにせよ
全員でおしやけるようではなく、誰か
と議長と会合して、協会のご事情等を説明申
し上げたいと思ふ、という事」

2. なお、去る6日、辛会長は当館に要訪致
し、ご意見に対し以下のご通り返すところであ
った(民江同席)。

(1)今回(上記)の訪日は、協会のご支部長と共

秘密指定解除

公文書監理室

秘

(三八〇字)

上、長崎、広島、大阪、東京を巡り、日本への
 屋敷長原施設、原制度の視察と行うと共に
 、日本への支援団体や関係者との会合等と見られて
 いる。今回、訪日したことは日本の又々として
 主権を保持するに必要と見られ、又々として
 し、水々水々の立場、見守りをしていく機会
 があると思われている。

(2) 水々水々の基本的主張は、(1)金額をめぐり
 日韓両政府間の交渉には、外務部は一任して
 する(2)水々水々の主張は、水々水々の
 水々水々の言う通りである。日本側の方で
 協定を示して置くべきである(3)以上
 水々水々の主張の立場であるものの、依りには
 韓国政府側
 水々水々が期待している金額と金りに水々水々の
 水々水々の水々水々の水々水々の水々水々の
 以上問題が水々水々の水々水々の水々水々の、何卒
 水々水々の日本側への御努力を引続きお願い申し上げ
 たい。(以上)以上、水々水々の水々水々の水々水々の
 水々水々の水々水々の水々水々の水々水々の、引

秘密指定解除

公文書監理室

秘

(三八〇字)

録と努力中であるが、今後更に
説明をお願いする。

(3)